

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(VII-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること(施策目標VII-3-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標3:母子保健衛生対策の充実を図ること	担当 部局名	子ども家庭局母子保健課	作成責任者名	子ども家庭局母子保健課長 山本 圭子
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資することを目的として、母子保健法等に基づき、各種相談・健康の保持・増進に関する事業を実施するものである。 ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)」に基づく一時金を支給するもの。 ・ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦等への支援の強化 ②乳幼児健康診査を集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担軽減 ③産後ケア事業での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政的支援 				
施策実現のための背景・課題	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。 ・ より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。 ・ このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を進めている。 ・ 同センターは令和2年度末までの全国展開を目指して整備を続けてきたところであるが、令和3年度は、今般の新型コロナウイルス感染症の状況により、不安を抱える妊産婦や家庭がある中で、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦、特定妊婦や、産後うつ、障害がある方への対応といった多様なニーズに対応できるよう、社会福祉士、精神保健福祉士や、その他の専門職を配置することで、相談支援の機能強化を図る必要がある。 			
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、支援を必要とする産婦に対しては適切なケア等を実施する必要がある。 ・ 令和元年12月に成立した「母子保健法の一部を改正する法律」(令和元年法律第69号)において、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業」が法定化され、市町村における同事業の実施が努力義務化されたことを踏まえ、少子化社会対策大綱において、令和6年度末までの同事業の全国展開を目指すこととしている。 ・ さらに、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において子育て経験者等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」、母体の身体的機能や精神状態の把握等を行い、支援へ繋げる「産婦健康診査事業」、身体的・精神的な悩みを有する女性に対する相談指導等や、特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等の支援を行う「女性健康支援センター事業」を推進する必要がある。 			
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の晩婚化や初産年齢の上昇などを背景に不妊治療を受ける者が増加している。2018(平成30)年には、体外受精は45万4,893件行われ、同年の体外受精により生まれた子どもの数は5万6,979人にのぼる。2018年の出生数は91万8,400人で、体外受精で生まれた子どもの割合は総出生数のうち6.2%となっている。 ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療(体外受精、顕微授精)に要する費用に対する助成を行ってきたが、令和2年12月に策定した工程表に基づき、保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度を大幅に拡充することで、子どもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添った取り組みを進める必要がある。 ・ 不妊治療の過程では、身体的負担や精神的な苦痛を伴うこともあるが、これらの悩みは家族、友人など親しい人にも打ち明けづらい場合があり、妊娠・出産に効果的とする治療等の情報が氾濫していることも、不妊に関する悩みの原因の1つとなっている。 ・ このため、無料で利用することができ、電話や面接の相談対応や不妊治療に関する情報提供を基本的な業務とし、自治体によっては、不妊に悩む当事者や経験者が集まり、思いを語り合う交流会や最新の不妊治療について学ぶ講演会等を実施する、「不妊専門相談センター」の設置を進めている。 ・ 同センターを設置している自治体数は、令和2年8月1日時点で81箇所にとどまり、全都道府県、指定都市、中核市における配置を目指す上で、課題となっている。 			
	4	<p>平成31年に議員立法である「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が委員長提案で提出され、同月に全会一致で成立した。同法を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要がある。</p>			

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	子育て世代包括支援センターの実施体制を強化すること	子育て世代包括支援センターでは、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために、相談支援等を行っており、令和2年度末までの全国展開を目指して整備を進めてきた。 今後は、誰もが安心・安全な子育て環境を整えるため、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」を提供することに加え、新型コロナウイルス感染症に不安を抱える妊産婦、特定妊婦や、産後うつ、障害がある方への対応といった多様なニーズに対応できるよう、同センターに専門職(SW、PSW、心理職等)を配置し、特定妊婦等に対するSNS・メール等での即時の相談対応、アウトリーチによる支援、市区町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会との連携強化を行うことで、体制強化を図る必要がある。
	目標2 (課題2)	産前・産後の支援を強化すること	地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、特に妊娠期や出産前後は、出産や子育てに不安を感じやすい時期の支援を強化することで、地域において妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備することに資すると考えられる。
	目標3 (課題3)	不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置すること	不妊専門相談センターは、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談等を行っており、この配置を進めることで、不妊の課題に対応するための適切な体制が構築され、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることができると期待される。 ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和元年度までに不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置するとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 令和3年度においては、全都道府県において、不妊専門相談支援センターが設置されているため、引き続き、指定都市、中核市への配置を促していく。
	目標4 (課題4)	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の円滑な支給	平成31年4月に委員長提案で提出された議員立法であり、同月に全会一致で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要があるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
① 子育て世代包括支援センターの整備数(アウトプット) (令和2年度まで)	-	-	全国展開	令和2年度末	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開		ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 (参考)設置箇所数:296市区町村(720箇所) ※平成28年4月1日時点	
相談支援機能を強化した子育て世代包括支援センターの割合(アウトプット) (令和3年度以降)	-	-	100%	令和3年度					100%	子育て世代包括支援センターの全国展開の目標は一定の成果を得られたところであり、今後は、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、多様なニーズに対応できるよう、同センターに専門職(SW、PSW、心理職等)を配置し、特定妊婦等に対するSNS・メール等での即時の相談対応、アウトリーチによる支援、市区町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会との連携強化を行うことで体制強化を図っていくことから、当該目標を設定した。	
達成手段1		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
(1)	妊娠・出産包括支援事業 (平成26年度)	38.0億円 14.2億円	59.8億円 21.7億円	71.9億円	1	子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行うもの。 これにより、同センターの設置が促進され、妊産婦等に対する各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。 (参考)子育て世代包括支援センターの運営に係る経費(内閣府予算) ・子ども子育て支援交付金(利用者支援事業) 令和2年度予算案 1,453億円の内数					2021-厚労-20-0743

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
② 妊娠・出産について満足している者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野11】	63.7%	平成25年度	85.0%	令和6年度	-	-	70.0%	73.0%	76.0%	地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、出産施設退院後、より支援の重点化を行うため、この指標を設定した。 目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。なお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 なお、令和3年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。 (参考)令和元年度実績値85.1%は分母:全回答者数(634,119人)、分子:「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか。」に対して「はい」と回答した人数(539,481人)から算出したもの。	
3 妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合(アウトカム)	43.0%	平成25年度	100.0%	令和6年度	-	-	75.0%	80.0%	85.0%	地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、周産期メンタルヘルスの取組を行うため、この指標を設定した。 目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。なお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。 なお、令和3年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。 (参考)令和元年度実績値54.7%は分母:全市区町村数(1,741)、分子:妊娠中の保健指導において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村数(952)から算出したもの。	
達成手段2		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
(2)	妊娠・出産包括支援事業(再掲) (平成26年度)	38.0億円	59.8億円	71.9億円	2,3	①子育て世代包括支援センター開設準備事業 子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行うもの。 これにより、同センターの設置が促進され、妊産婦等に対する各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。 (参考)子育て世代包括支援センターの運営に係る経費(内閣府予算) ・子ども子育て支援交付金(利用者支援事業) 令和2年度予算案 1,453億円の内数 ②産前・産後サポート事業 家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師等の専門家や子育て経験者・シニア世代等による相談支援を行う。 ③産後ケア事業 母子への心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。医療機関の空きベッド等を活用して休養の機会を提供する「宿泊型」や、日中のサービスを行う「デイサービス型」、訪問型のサービスを実施する「アウトリーチ型」に分かれる。 これらの事業により、妊産婦に対する心身のケアや育児サポート等の各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。					2021-厚労-20-0743
(3)	産婦健康診査事業 (平成29年度)	17.1億円	18.3億円	18.3億円	2	・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備することを目的としている。					2021-厚労-20-0749
(4)	母子保健情報の利活用に係るシステム改修事業 (令和元年度)	10.3億円	2.3億円	-	2,3	「未来投資戦略2018」(平成30年6月閣議決定)において、「個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR(Personal Health Record)について、令和2年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す」とこととされており、令和2年度からの本格稼働を目指し、乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診や妊婦健診等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築するもの。 市町村で実施している妊婦健診や乳幼児健診の健診項目のうち、標準的な電子的記録様式として定める項目について、データ標準レイアウトの改訂を行い、当該改訂に伴う市町村のシステムの改修経費について補助する。					2021-厚労-20-0752
(5)	新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業 (令和2年度)	-	163.4億円	-	-	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況にある。とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることなどから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障害などが懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱え日常生活に支障を来す妊婦も存在する。 このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。 ・ 新型コロナに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施。 ・ 不安を抱える妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助 ・ オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員等の費用を補助 ・ 里帰り出産が困難な妊産婦に、育児支援サービスを提供する。					2021-厚労-20-0756

(6)	乳幼児健康診査個別実施支援事業 (令和2年度)	-	14.1億円	-	-	新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、乳幼児健康診査を集団健診から、個別の医療機関等へ健診を受けに行く個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。 具体的には、乳幼児健康診査のうち、3～4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども1人1人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。	2021-厚労-20-0757
		-	11.2億円	-	-		
(7)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 (令和3年度)	-	-	1.0億円	-	多胎妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査の受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的としている。	2021-厚労-新21-0031
		-	-	-	-		

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
④ 不妊専門相談センターを配置する自治体数(アウトプット)	-	-	全都道府県・指定都市・中核市	令和3年度	全都道府県・指定都市・中核市(115件)	全都道府県・指定都市・中核市(121件)	全都道府県・指定都市・中核市(125件)	全都道府県・指定都市・中核市(127件)	全都道府県・指定都市・中核市	ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和元年度までに不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置するとの目標が掲げられている。令和3年度の目標値については、全都道府県において、不妊専門相談支援センターが設置されており、引き続き、指定都市、中核市への配置を促していくため、当該目標を設定した。 (参考)平成27年度設置自治体数:63件、平成28年度設置自治体数:65件	
達成手段3		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
(8)	生涯を通じた女性の健康支援事業 (平成8年度)	2.5億円 2.0億円	15.5億円 2.3億円	19.5億円	4	不妊専門相談センター事業では、不妊や不育症について悩む夫婦等に対し医学的な相談や心の悩み等について相談指導等を実施している。これにより、不妊や不育症について気軽に相談できる体制を確立するとともに、その課題に対応するための適切な体制を構築することに資するものである。					2021-厚労-20-0744

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
-	-	-	-	-	/	/	-	-	-	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。	
(参考指標)					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
5	一時金の支給件数				/	/	476	410	/		
達成手段4		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
(9)	旧優生保護一時金支給諸費 (令和2年度)	- -	5.2億円 2.4億円	3.9億円	5	平成31年度予備費において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給するために必要な経費を計上。 (平成31年4月26日 予備費使用 閣議決定 126億円)					2021-厚労-20-0753

施策の予算額(千円)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		政策評価実施時期	令和3年度
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額		
施策の予算額(千円)	35,736,320		48,430,740		12,368,237			
施策の執行額(千円)	29,911,528		30,836,268					

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
<p>施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>少子化社会対策大綱(閣議決定)</p>	<p>平成27年3月20日</p>	<p>IVきめ細やかな少子化対策の推進 (1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 (妊娠・出産)</p>
	<p>すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(子どもの貧困対策会議決定)</p>	<p>平成27年12月21日</p>	<p>Ⅲ児童虐待防止対策強化プロジェクト 1児童虐待の発生予防 ①妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援</p>
	<p>ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定)</p>	<p>平成28年6月2日</p>	<p>「希望出生率1.8」に向けた取組の方向 (5)若者・子育て世帯への支援</p>
	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改定版)(閣議決定)</p>	<p>平成28年12月12日</p>	<p>3政策パッケージ (3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる (ウ)出産・子育て支援 【主な施策】①妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援(「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保)</p>
	<p>第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>令和2年1月20日</p>	<p>来年春までに、子育て世代包括支援センターを全ての市町村に設置する。</p>
	<p>第二百四回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>令和3年1月18日</p>	<p>年間で五万七千人のお子さんが、不妊治療により生まれています。子どもが欲しいと願い治療を続ける皆さんに寄り添い、不妊治療の保険適用を、来年四月からスタートし、男性も対象にします、それまでの間は、現行の助成制度の所得制限を撤廃するとともに、二回目以降の助成額を倍にし、予算成立後、一月一日にさかのぼって実施します。</p>